

東日本大震災への税制上の対応（市町村税関係 第一弾）

個人住民税

○雑損控除の特例

- ・住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
- ・繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

○被災事業用資産の損失の特例

- ・22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
（※所得税の措置の自動影響）
- ・被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。
保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失も含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。

○住宅ローン減税の適用の特例

- ・住宅ローン控除の適用住宅が、東日本大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

○財形住宅・年金貯蓄の非課税

- ・平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
（※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

法人住民税

○法人住民税における減免措置

- ・阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人住民税の災害減免について、地方税の規定に基づき各市町村の条例の定めることにより、適切に対応。

※法人税における措置がなされれば自動影響するもの

- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- ・買換え特例に係る買換資産の取得機関等の延長

固定資産税・都市計画税

○津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

- ・津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

○被災住宅用地の特例

- ・大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○被災代替住宅用地の特例

- ・被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

○被災代替家屋の特例

- ・大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

○被災代替償却資産の特例

- ・大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

軽自動車税

○被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

- ・大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。